

# 折居清掃工場更新施設整備運営事業

## 入札説明書

平成26年4月

城南衛生管理組合

城南衛生管理組合（以下「組合」という。）は、折居清掃工場更新施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に準じて、D B O（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

この折居清掃工場更新施設整備運営事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項によるものとする。

本事業に係る入札への参加を希望するものは、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

# 目次

I. 用語の定義	1
II. 事業内容等	3
1. 事業名	3
2. 対象となる公共施設等の種類	3
3. 公共施設等の管理者等	3
4. 事業の目的	3
5. 施設の基本方針	3
6. 事業の概要	4
7. 関係法令等の遵守	4
8. 事業スケジュール（予定）	5
9. 民間事業者が実施する業務の範囲	5
10. 組合が実施する業務の範囲	7
11. 組合による事業の実施状況の監視	8
12. リスク分担	8
13. 運營業務期間終了時の取扱い	8
14. 地元雇用や地元企業の活用	9
15. 情報公開	9
III. 入札手続等	10
1. 落札者選定までのスケジュール（予定）	10
2. 募集要項の公表等に関する事項	10
3. 入札参加資格に関する事項	12
4. 応募者の参加資格要件	15
5. 入札手続きに関する事項	19
6. 入札の辞退	22
7. 事業提案に係るヒアリングの実施	23
8. 落札者の決定方法に関する事項	23
9. 契約締結に関する事項	24
10. 暴力団に関する取扱い	26
11. 談合に関する取扱い	27
12. その他の留意事項	27
IV. 対価の支払いに関する事項	29
1. 設計・施工業務に対する対価	29
2. 運營業務に対する対価	29
3. 要求水準の未達成等の場合の取扱い	31



## I. 用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

処 理 対 象 物：一般廃棄物のうち、家庭系可燃ごみ、事業系収集可燃ごみ、粗大ごみ処理施設からの破碎後の可燃ごみをいう。

落 札 者：応募者のうち、本事業を実施する者として選定された者をいう。

民 間 事 業 者：本施設の設計・施工業務及び運營業務に係わる落札者、建設請負事業者、運營業務者の総称をいう。

本 施 設：本事業において整備を予定している折居清掃工場更新施設の建築物、敷地、プラント等の全てをいう。

設 計・施 工 業 務：本施設の設計・施工に係る業務をいう。なお、必要に応じて実施する、現折居清掃工場の一部改造に伴う解体撤去工事及び現折居清掃工場の解体設計、解体工事、跡地利用工事を含む。

運 営 業 務：本施設の運営に係る業務であり、受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務等からなる。

売 電 電 力 量：本施設の発電電力量（処理対象物の処理に伴って発生する熱エネルギーを利用した発電量及び再生可能エネルギーによる発電量の計）から所内電力量（本施設で使用する電力量）を差し引いた余剰電力量のことであり、電気事業者に売電を行うことができる電力量をいう。

基 本 協 定：本事業開始のための基本的事項についての、組合と落札者との間で締結される協定をいう。

事 業 契 約：基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3契約の総称をいう。

基 本 契 約：本事業の実施に際し、組合と民間事業者（運營業務者を除く）との間で締結される、相互の協力、支援等について定める契約をいう。なお、契約に定める運營業務者の地位並びに権利及び義務は構成員が連帯して負担する。運營業務者設立後は、契約に定める運營業務者の地位並びに権利及び義務を承継させる。

建 設 請 負 事 業 者：落札者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。

建 設 工 事 請 負 契 約：組合と建設請負事業者との間で締結される契約をいう。

運 営 事 業 者：構成員が出資を行い、本施設の運營業務を担当するために設立される特別目的会社をいう。

運 営 業 務 委 託 契 約：組合と構成員との間で締結される契約をいう。なお、運營業務者設立後は、契約に定める構成員の地位並びに権利及び義務を運營業務者に承継させる。

応 募 グ ル ー プ：本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。

- 応募者：入札に参加する応募グループをいう。
- 構成員：応募グループに参加する企業のうち、運営事業者に出資する企業をいう。
- 協力企業：応募グループに参加する企業のうち、運営事業者に出資しない企業をいう。
- 代表企業：応募グループに参加する企業のうち、代表して応募手続等を行う企業をいう。
- プラント：本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
- 建築物：本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
- 事業者選定委員会：PFI法に準じ、本事業の実施方針の策定、特定事業の選定、落札者の選定等に関する審議等を目的に組合が設置する、学識経験者等で構成された「城南衛生管理組合折居清掃工場更新施設整備運営事業者選定委員会」をいう。
- 募集要項：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者選定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、落札者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
- 要求水準書：別途公表する「折居清掃工場更新施設整備運営事業 要求水準書」をいう。
- 落札者選定基準書：別途公表する「折居清掃工場更新施設整備運営事業 落札者選定基準書」をいう。
- 資格審査申請書類：応募者が本事業の応募に際し、組合に提出する提案書類の一つであり、入札参加資格審査申請書、メンバー構成表、各業務を行う者の実績等の書類をいう。
- 事業提案：本事業の募集要項に従い民間事業者が提出する事業提案書類、入札（価格提案）書類及びその他資料の全てをいう。
- 事業提案書類：応募者が本事業の応募に際し、組合に提出する提案書類の一つであり、事業提案書、施設設計図書、費用明細書等の書類をいう。
- 入札書類：応募者が本事業の応募に際し、組合に提出する提案書類の一つであり、入札書、入札金額内訳書をいう。

## II. 事業内容等

### 1. 事業名

折居清掃工場更新施設整備運営事業

### 2. 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
建設地	京都府宇治市宇治折居 18 番地（現折居清掃工場の敷地内） ※参考資料①「位置図」参照
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	115 t / 日（57.5 t / 24h × 2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
供用開始	平成 30 年 4 月 1 日（予定）

### 3. 公共施設等の管理者等

城南衛生管理組合 管理者 山本 正

### 4. 事業の目的

組合では、今後のごみ処理のあり方として、効率的なごみの減量を進め、適正な廃棄物処理システムを構築するとともに、管内において発生するごみを長期的かつ安定的に処理できる体制の構築を目指し、ごみ処理に関する基本方針を以下のとおり定めている。

基本方針 1（排出段階での対策）：構成市町との連携による排出抑制の徹底

基本方針 2（再資源化対策）：効率的かつ多様な再資源化体制の整備による循環型社会の構築

基本方針 3（適正処理対策）：環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による低炭素社会の構築

本事業においては、上記の基本方針の実現に向けて、「高効率ごみ発電施設」として余熱を有効利用するとともに、省エネルギーを図った環境にやさしい施設とすることで、住民にも理解される循環型社会及び低炭素社会の構築を目指す。

また、各設備は最新の技術を導入し、万全の公害対策のもと、安全で住民に親しまれる施設を目指す。本施設を 30 年稼働させることを念頭におき、長期にわたり連続して安定運転ができるものとする。

### 5. 施設の基本方針

本施設の基本方針は、住民の理解を得ながら循環型社会及び低炭素社会を構築する

ことを目指し、長期にわたり連続して安定運転できることを念頭において、以下の4点とする。

- ① 安全・安定的に処理できる施設
- ② 環境に配慮した施設
- ③ 経済性に優れた施設
- ④ ごみの持つエネルギーと水資源の有効利用

## 6. 事業の概要

本事業はD B O（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

※参考資料②「事業スキーム図」参照

落札者のうち、建設請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者は、運営事業者を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。（詳細は「9. 民間事業者が実施する業務の範囲」を参照）

組合は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

### ① 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：契約締結日から平成32年3月31日まで

※本施設は、平成30年3月31日までに組合に引渡しを行う。

※平成30年4月1日から平成32年3月31日まで現折居清掃工場の解体設計、解体工事、跡地利用工事を実施する。

- ・運営期間：平成30年4月1日から平成50年3月31日まで  
(20年間)

### ② 契約の形態

組合は、本事業開始のための基本的事項に係り、基本協定を落札者と締結する。

組合は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、若しくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者（運営事業者を除く）と締結する。なお、契約に定める運営事業者の地位並びに権利及び義務は構成員が連帯して負担する。運営事業者設立後は、契約に定める運営事業者の地位並びに権利及び義務を承継させる。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、組合は基本契約に基づき、構成員と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。なお、運営事業者設立後は、契約に定める構成員の地位並びに権利及び義務を運営事業者に承継させる。

## 7. 関係法令等の遵守



民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守する。

## 8. 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

① 入札公告	平成 26 年 4 月 23 日
② 落札者の決定・公表	平成 27 年 1 月
③ 基本協定の締結	平成 27 年 1 月
④ 仮契約の締結	平成 27 年 2 月
⑤ 議会議決	平成 27 年 2 月
⑥ 事業契約の締結	平成 27 年 2 月
⑦ 設計・施工業務着手	契約日
⑧ 本施設の引渡し	平成 30 年 3 月 31 日
⑨ 本施設の供用開始（運營業務着手）	平成 30 年 4 月 1 日
⑩ 設計・施工業務完了	平成 32 年 3 月 31 日
⑪ 契約終了	平成 50 年 3 月 31 日

## 9. 民間事業者が実施する業務の範囲

### 9.1 設計・施工業務

設計・施工業務は以下のとおりとする。※参考資料③「全体配置図」参照

#### (1) 設計業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。建設請負事業者は、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。

また、現折居清掃工場の解体工事に先立ち、所轄の労働基準監督署長に提出する解体作業計画書を作成する。「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等に従い、現折居清掃工場のダイオキシン類、アスベスト等の汚染物の調査を行う。

#### (2) 施工業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。必要に応じ、現折居清掃工場の一部改造に伴う解体撤去工事を行う。また、試運転及び引渡性能試験を行い、本施設を組合に引き渡す。

#### (3) 解体業務

現折居清掃工場及び現管理棟の解体工事を行う。また、解体で発生した有価物及び廃棄物の処理、処分を行う。

#### (4) 跡地利用工事業務

現折居清掃工場及び現管理棟の解体後の跡地利用として、以下の工事を行う。なお、ごみ収集車の洗車場は、本施設の建設と並行して整備できる場合は先行整備してもよい。また、跡地内に別途、事務所棟を整備する計画（別事業）である

ことに留意のこと。

- ① ごみ収集車の洗車場整備（4台分高圧水洗浄方式）
- ② アスファルト舗装（駐車場用線引きを含む。）
- ③ 車庫棟整備（倉庫含む。）
- ④ 緑地整備（芝張り含む。）
- ⑤ 外構工事（フェンス設置工事、雨水排水溝工事等）

## 9.2 本施設の運營業務

本施設の主な運營業務は以下のとおりとする。

### (1) 受付管理業務

本施設に搬入したごみの受付及び計量を行う。また、計量した記録の集計、保管、管理、報告を行う。

### (2) 運転管理業務

本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適正に運転する。本施設に処理不適物が搬入されないよう、搬入車に対して適切な誘導、指導を行う。また、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行う。

### (3) 用役管理業務

本施設の稼働に必要な助燃材、薬剤等を確保する。

### (4) 維持管理業務

本施設の適正な運転ができるよう点検・検査（法定点検を含む。）、補修・修繕を行う。また、消耗品、予備品の調達、管理を行う。

### (5) 余熱利用管理業務

本施設の運転に伴い発生する余熱の有効利用として発電を行う。発電した電気は、本施設を稼働する上で使用し、余剰分は売却する。ただし、売電契約は組合が行い、余剰電力の売電収入は組合に属する。

### (6) 搬出管理業務

本施設の運転に伴い発生する焼却灰、飛灰、鉄類等を場外に搬出するため、場内での積み込み作業までを行う。なお、焼却灰、飛灰等の運搬及び処分は組合が行う。

### (7) 情報管理業務

上記(1)～(6)及び下記(8)の業務に関する記録等を整理、管理する。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表する。

### (8) その他業務

その他の業務として、以下の業務を行う。

- ① 運営事業終了時の引継業務
- ② 本施設の安全管理及び警備業務

- ③ 清掃業務（一部、組合で実施）
- ④ 環境影響評価の事後調査
- ⑤ 住民対応
- ⑥ 施設見学者対応支援（見学以外の住民の施設利用の支援を含む。）

## 10. 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

### (1) 用地の確保

組合は、本事業を実施するための用地を確保する。

### (2) 環境影響評価手続

組合は、本事業に係る環境影響評価の手続を行う。

### (3) 住民対応

組合は、本事業に対する住民等からの問合せ、苦情等に対し、説明等を行う。

### (4) 処理対象物の搬入

組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

### (5) 売電収入の管理

組合は、電気事業者と売電に関する契約を締結するとともに、余剰電力の売電収入の管理を行う。

### (6) 焼却灰等の搬出・処分

組合は、本施設で発生した焼却灰等を場外へ搬出し、処分する。なお、焼却灰等の積み込みは民間事業者が行う。

### (7) 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工段階において、設計・施工の監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

### (8) 施設見学者等への対応

組合は、本施設の見学希望者等について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。また、見学以外の住民の施設利用について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

### (9) 建設費及び運営費の支払い

組合は、設計・施工業務の対価を建設請負事業者に、運営業務の対価を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

### (10) その他

組合は、循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行う。

## 1 1. 組合による事業の実施状況の監視

組合は、民間事業者の要求水準書、事業提案等に基づいた業務の実施状況等について、監視を行う。

また、組合へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成は、民間事業者自らの費用で行うが、組合が直接実施する調査等については、組合の負担とする。

組合は、主に以下の内容について監視を行う。民間事業者は、監視の結果の修正や作業の指示について、合理的な理由がない限り指示に従う。

### (1) 設計・施工段階

- ① 設計・施工業務に係る各種図書の確認
- ② 施工（解体工事・跡地利用工事を含む。）の進捗に併せた状況確認
- ③ 引渡性能試験の立会い

### (2) 運営段階

- ① 運營業務に係る各種図書の確認
- ② 本施設への立ち入り調査
- ③ 運営事業者の経営状況確認

## 1 2. リスク分担

### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

設計・施工業務、運營業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負担するが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負担する。

### (2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料④「リスク分担」の表による。

## 1 3. 運營業務期間終了時の取扱い

運営期間終了時には、組合は、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間を通じて実施した点検・修繕の実績を踏まえ、建設請負事業者が契約後速やかに策定した長寿命化計画を見直し、機器ごとの耐用年数及び運営期間終了後の修繕計画を策定する。特に、本施設は 30 年間の長期安定稼働を目指していることから、運営期間中、施設の適切な運営・維持管理を行うとともに、運営期間終了後も適正な修繕の実施により施設の延命化が図られる計画とする。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき、組合より承諾を受けた上で、次期運営事業者へ引継を行う。

#### **1 4．地元雇用や地元企業の活用**

本事業の実施に当たって、民間事業者は地元雇用や地元企業からの工事や材料の調達、納品等について配慮する。

#### **1 5．情報公開**

運営事業者は、運営事業者自身のホームページを開設し、運営期間中これを管理する。運営事業者は、運営期間を通じて当該ホームページにより、本施設に関する運転データ等を公開する。

### III. 入札手続等

#### 1. 落札者選定までのスケジュール（予定）

本事業は、応募者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。なお、落札者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

① 入札公告	平成 26 年 4 月 23 日（水）
② 募集要項の公表	平成 26 年 4 月 23 日（水）
③ 募集要項に対する質問の提出期限（第 1 回）	平成 26 年 5 月 23 日（金）
④ 募集要項に対する質問への回答（第 1 回）	平成 26 年 6 月 6 日（金）
⑤ 資格審査申請書類の提出期限	平成 26 年 6 月 20 日（金）
⑥ 入札参加資格審査結果の通知	平成 26 年 6 月 27 日（金）
⑦ 募集要項に対する質問の提出期限（第 2 回）	平成 26 年 8 月 7 日（木）
⑧ 対面的対話の実施（第 2 回質問への回答を兼ねる）	平成 26 年 8 月中旬予定
⑨ 事業提案書類・入札書類の提出期限	平成 26 年 10 月 31 日（金）
⑩ 基礎審査の実施	平成 26 年 11 月
⑪ 非価格要素審査 （事業提案に係るヒアリング）	平成 27 年 1 月予定
⑫ 総合評価の実施（開札含む）	（予定）平成 27 年 1 月 15 日（木）
⑬ 落札者の選定	平成 27 年 1 月

※1 参加資格認定基準日は、平成 26 年 6 月 20 日とする。

※2 対面的対話は、「P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて（平成 18 年 11 月 22 日付 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」の趣旨に準じて、公平性、透明性に配慮して行うものであり、本事業の有するリスクの認識や考え方の違いを、対面方式により対話を行うことで、組合と応募者の共通認識として持つことを目的とする。

#### 2. 募集要項の公表等に関する事項

##### (1) 募集要項の公表

組合は、募集要項を次のとおり公表する。

##### ① 公表日

平成 26 年 4 月 23 日（水）

##### ② 公表場所

組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。  
（ファイルはダウンロード可能）

<http://www.jyonaneikan.jp/>

トップ>折居清掃工場更新事業関連情報

>折居清掃工場更新施設整備運営事業

(2) 現地説明会及び現折居清掃工場に関する図書閲覧の実施

現地説明会を次のとおり実施する。

① 実施日

平成 26 年 4 月 24 日（木）～平成 26 年 5 月 9 日（金）

② 実施場所

京都府宇治市宇治折居 18 番地（現折居清掃工場の敷地内）

※現折居清掃工場管理棟に集合とする。

③ 現地説明会及び現折居清掃工場に関する図書閲覧への参加方法

現地説明会の参加希望者は、「現地説明会参加申込書」（第 1-3 号様式）に必要事項を記入のうえ、現地説明会及び現折居清掃工場に関する図書閲覧を希望する日の前日 16 時までに E-mail により下記に提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。組合は、電子メールにより、参加申込書の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

**【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】**

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

(3) 募集要項に係る質問（第 1 回質問）の受付

募集要項の内容等に係る質問（第 1 回）を次のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 26 年 5 月 23 日（金） 17 時 00 分まで

② 質問の方法

募集要項に係る質問書（第 1 回質問）（第 1-1 号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。組合は、電子メールにより、質問提出の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

③ 提出先

**【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】**

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

④ その他

入札に参加する予定のない者は質問を遠慮すること。

(4) 募集要項に係る質問（第1回質問）に対する回答の公表

組合は、募集要項の内容等に係る質問（第1回質問）に対する回答書を組合ホームページにて公表する。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

① 公表日

平成26年6月6日（金）

② 回答場所

組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。  
（ファイルはダウンロード可能）

<http://www.jyonaneikan.jp/>

トップ>折居清掃工場更新事業関連情報  
>折居清掃工場更新施設整備運営事業

(5) その他

組合が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

### 3. 入札参加資格に関する事項

(1) 資格審査申請書類の提出

応募者は、募集要項の記載に従い、資格審査申請書類を提出する。

① 提出期限

平成26年6月20日（金） 17時00分まで

② 提出場所

**【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】**

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居18番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送付すること。



④ 提出書類

提出物	部数と提出方法
入札参加資格審査申請書（第 2-1 号様式）	左記の提出物をファイルに綴じ、正 1 部、副（写）3 部を提出する。
メンバー構成表（第 2-2-1～6 号様式）	
各業務を行う者の実績（第 2-3～7 号様式）	
入札参加資格を満たしていることの誓約書（第 2-8 号様式）	
委任状（第 2-9 号様式）	
印鑑届（第 2-10 号様式）（必要に応じ）	
入札参加資格要件を証明する書類の写し（第 2-11 号様式）（添付資料を含む。）	
参加資格審査結果通知返信用封筒	1 通 角形 2 号（240mm×332mm）の封筒に、返信先を記載し、140 円切手を貼り付けたもの。

(2) 参加資格審査結果の通知

組合は、資格審査申請書類を提出した応募者に対し、参加資格審査結果を通知する。

① 通知日（発送日）

平成 26 年 6 月 27 日（金）

② 通知方法

組合より確認結果を郵送する。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求めることができる。

説明を求める場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。説明を求めた者に対する回答は書面により行う。

① 提出期限

平成 26 年 7 月 11 日（金） 17 時 00 分まで

② 提出場所

**【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】**

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

④ 提出書類

正 1 部（様式は自由とする。）

⑤ 回答日（発送日）

平成 26 年 7 月 25 日（金）

⑥ 通知方法

組合より回答を郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査を通過した応募者が、資格審査申請書類の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、入札参加資格を取り消し、組合より書面にて通知する。

また、次の①又は②に該当する場合は、応募者変更申請書（第 2-12 号様式）と合わせて資格審査申請書類を組合に提出し、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと組合が認めた場合は、入札参加資格は引き続き有効とする。

なお、落札者となった者が事業契約締結までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、組合の判断により契約締結しないことがある。

① 事業提案の受付の最終日までにグループ内の法人のいずれかが入札参加資格を喪失し、当該法人以外の法人のみでグループを再編成する、若しくは新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合。

② 事業提案の受付の最終日から落札者の決定の日までの間に、代表企業を除くグループ内の法人が入札参加資格を喪失し、当該法人以外の法人のみでグループを再編成する、若しくは新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合。  
なお、入札参加資格を喪失した法人が、当該グループの代表企業であった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。

(5) 対面的対話の実施

資格審査に合格した応募者を対象として、組合が公表した募集要項に基づき、対面的対話を行う。

対面的対話は、本事業に係る事業条件やリスクについて、組合、応募者間での意見交換を行い、相互に本事業や本事業のリスクに係る認識を共有することを目的とする。

具体的には、応募者が確認を希望する事項やリスクに対する考え方等について、あらかじめ応募者から提出してもらい、それらをもとに事業提案提出前に対話を行うことにより、要求水準書の趣旨の徹底、募集要項の記載内容（技術面に限らない事業条件全般）の確認を行い、解釈の相違などを排除することにより、事業提案の全体的な精度の向上を目指すものである。

対面的対話は、応募者ごとに行う。

① 日時及び場所

対面的対話の実施日及び場所の詳細については、応募者に対し、後日通知する。（実施日は平成 26 年 8 月 22 日（金）を予定）

② 対面的対話への参加方法

「対面的対話 申込書」(第 2-13 号様式)に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。組合は、電子メールにより、申請書の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

③ 事前資料の提出

参加者は、「対面的対話での確認を希望する募集要項に対する質問」(第 1-2 号様式)を記入し、電子メールにより提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭による申込みは受け付けない。組合は、電子メールにより、申請書の受領通知を行うので、受領通知が届かない場合は、下記まで連絡すること。

④ 対面的対話申込書及び事前資料の提出期限

平成 26 年 8 月 7 日(木) 17 時 00 分まで

⑤ 対面的対話申込書及び事前資料の提出場所

【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

⑥ 実施方法

(ア) 対面的対話は、組合主催で実施する。なお、事業者選定委員会の委員はオブザーバーとして同席する。

(イ) 事前提出を受けた「対面的対話での確認を希望する募集要項に対する質問」(第 1-2 号様式)などにに基づき意見交換を行う。

(ウ) 参加者の上限は設定しないが、過度な人数とならないようにすること。

#### 4. 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた複数の法人による企業グループ(以下「応募グループ」という。)とし、資格審査申請書類の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 応募グループの要件

① 応募グループの構成員は、運営事業者に出資を行う。

② 応募グループは、(2)④に定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の(ア)から(エ)までの要件を満たす企業を代表企業として定める。

③ 応募グループは、本事業の実施に際して、設計・施工業務、運營業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、協力企業は、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請け負うことはできない。

- ④ 応募グループの構成員又は協力企業のうち、1法人は必ず、組合の構成市町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町をいう。以下同じ。）内に本店を有する者（以下「地元企業」という。）であること。（なお、地元企業が担う業務は、本業務の設計・施工業務又は運營業務のいずれか一方でもよい。）
- ⑤ 応募グループは、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。
- ⑥ 代表企業、応募グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りでない。

(2) 応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

全ての応募グループの構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (イ) この入札公告の日から開札の日までの間において、組合の指名停止期間中の者でない者。（組合の指名停止等の措置要綱にあてはめ指名停止に該当することとなる者を含む。）
- (ウ) この入札公告の日から開札の日までの間において、京都府及び組合の構成市町の指名停止期間中の者でない者。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者。
- (オ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (カ) 清算中の株式会社であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。
- (キ) 振出若しくは引受した手形若しくは小切手が不渡りとなって以降 6 月を経過している者又は取引停止処分を受けていない者。
- (ク) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。
- (ケ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過した者。
- (コ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有していない者。

(サ) 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。(注)

- ・事業者選定委員会の委員、又は委員が属する企業
- ・本事業に関する発注者支援業務委託受注者及び協力会社
  - 株式会社エイト日本技術開発
  - ベーカー&マッケンジー法律事務所
  - 上記会社の関係会社

(注)「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する、又は、その資金の総額の100分の20を出資している者をいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

② 本施設の建築物の設計を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の建築物の設計を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

なお、(2) ②から⑥は、同一企業であっても問題ない。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 一般廃棄物処理施設(焼却施設)の建築物の設計業務の実績を有していること。(下請を可とする。)

③ 本施設の建築物の施工を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の建築物の施工を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近(入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。)かつ有効な「建築一式」の工事の総合評定値が700点以上であること。

(ウ) 本施設の建築物と同種又は類似の施工実績(ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。)を有すること。

(エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。

④ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

本施設のプラントの設計・施工を行う企業は、応募グループの代表企業であり、以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近(入

札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。) かつ有効な「清掃施設」の総合数値が1,000点以上であること。

(ウ) 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設(全連続燃焼式ストーカ方式に限る。)の元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)での納入実績があること。

- ・1炉当たり50.0t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている。
- ・発電設備を有する。

(エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。

⑤ 現折居清掃工場の解体工事を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、現折居清掃工場の解体工事を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近(入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。)かつ有効な「建築一式」の工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) ダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日(基発第401号))に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体工事を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)とした実績(平成25年度末までに完了したもの)を有すること。

(エ) 現折居清掃工場の解体工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

⑥ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

(ア) 発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設(熱回収施設に限る。)の3年以上の運転実績を有すること。

(イ) ⑥(ア)の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から2年以上専任で配置できること。

(3) その他

① 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

② 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者<sup>(注)</sup>が、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

③ 同一応募グループが、複数の提案を行うことは認めない。

(注) a 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## 5. 入札手続きに関する事項

(1) 事業提案書類・入札書類の提出

応募者は、次により本事業に関する事業提案書類・入札書類を提出すること。

① 提出期限

平成26年10月31日（金） 17時00分まで

② 提出場所

【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居18番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

④ 提出書類

提出書類及び提出部数は、次のとおりとする。

提出物		部数と提出方法
要求水準に関する誓約書（第 3-2 号様式）		1 部提出する。
入 札 書 類	入札書（第 3-3-1 号様式）	入札書、入札金額内訳書は、封筒（長形 3 号 120mm×235mm）に入れ封緘（押印すること）し、応募者の代表企業名及び資格審査結果の通知に記載されているグループ名を記入すること。持参する場合は、1 部持参する。郵送する場合は、上記封筒を別の封筒に入れ、別の封筒の表に「入札書類在中」と朱記して書留郵便で 1 部送付すること。
	入札金額内訳書（第 3-3-2 号様式～第 3-3-3 号様式）	
委任状（第 3-3-4 号様式）（必要に応じ） ※ 入札書の開札に、代表者の代理として参加する者に限る。		1 部提出する。
事 業 提 案 書 類	①事業提案書（第 3-4 号様式～第 3-27 号様式） ※各様式（添付）を含む。	①事業提案書、②施設設計図書、③費用明細書、④その他資料は、一纏めにしてファイルに綴じ、正本 1 部、副本 10 部を提出する。 ①事業提案書、②施設設計図書、③費用明細書、④その他資料に関する電子データを保存した電子媒体（CD-R）2 部を提出する。 電子データのファイル形式は、組合より様式として示しているものは Microsoft Word 及び Microsoft Excel として提出すること。それ以外のファイル形式のものは受け付けない。 これらを郵送する場合は、箱等に入れ、「事業提案書類在中」と朱記して書留郵便で送付すること。
	②施設設計図書（第 4-1 号様式～第 4-3 号様式） ※各種資料を含む。	
	③費用明細書（第 5-1 号様式～第 5-7 号様式） ※添付資料は必要に応じ。	
	④その他資料（事業提案書概要版、第 6-1 号様式～第 6-3 号様式） ※添付資料は必要に応じ。	
	⑤上記、①～④の電子データ（CD-R による）	

⑤ 入札金額記載要領

入札書（第 3-3-1 号様式）及び入札金額内訳書（第 3-3-2 号様式～第 3-3-3 号様式）には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

なお、運営費については、平準化を条件としないが、年度間の金額差が少なくなるよう配慮すること。

⑥ 事業提案書類記載要領



提出書類は、提示した様式を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

提出書類の副本の表紙及び内容には、会社名やロゴマークは使用しないこととし、資格審査結果の通知に記載されているグループ名を記入すること。

## (2) 予定価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に108分の100を乗じて得た価格）は次のとおりである。

入札額（設計・施工業務に係る金額、運營業務に係る金額の内訳を含む。）に消費税及び地方消費税額を加算した金額は予定価格を超えないものとする。

予定価格：16,227,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格：15,025,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

## (3) 事業提案書類・入札書類の取扱いに関する事項

応募者が持参又は郵送した入札書類は、以下の方法により入札したものとする。

### ① 入札書類の投函

応募者は、入札書類（入札書及び入札金額内訳書）を持参したときは、組合職員立ち会いのもと、応募者自ら所定の入札箱に投函する。

入札書類を郵送したときは、当該入札事務に関係のない組合職員が立ち会い、組合職員が所定の入札箱に投函するものとする。

なお、いずれの場合も入札書等を入れた封筒は開封せずに投函するものとする。

### ② 要求水準に関する誓約書、委任状及び事業提案書類の受領

要求水準に関する誓約書、委任状及び事業提案書類を持参したときは、組合職員が受領する。

また、要求水準に関する誓約書、委任状及び事業提案書類を郵送したときも同様とする。

### ③ 入札書類の保管

入札書等は開札の日までは開札せず、厳封し、組合において保管するものとする。

### ④ 代理人

応募者は、当該入札に係る代理人を定めたときは、委任状（第3-3-4号様式）を提出しなければならない。

代理人は、当該入札の他の応募者の代理人となることはできない。

### ⑤ その他の注意事項

（ア）提出された書類は、返却しない。

（イ）提出後の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(ウ) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消す。

(4) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(5) 入札書類の無効

次のいずれかに該当するときには、入札を無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者。
- ② 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者。
- ③ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者。
- ④ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
- ⑤ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書類に記入したとき。
- ⑥ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者。
- ⑦ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- ⑧ 入札金額内訳書の提出がないとき。（第3-3-2号様式及び第3-3-3号様式）
- ⑨ 入札書において記載される入札金額（総額）と入札金額の内訳に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しないとき。（第3-3-1号様式～第3-3-3号様式の中で合計が合致しないとき。）
- ⑩ その他入札条件に違反した者。

(6) その他失格要件

以下の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 資格審査申請書類、事業提案書類・入札書類等の応募者が本入札に関して組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合
- ② 著しく信義に反する行為をした場合
- ③ 関係者（城南衛生管理組合折居清掃工場更新施設整備運営事業者選定委員会の委員を含む。）に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合
- ④ その他、落札者となることに相応しくないと判断した場合

## 6. 入札の辞退

(1) 入札辞退届の提出

応募者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（第3-1号様式）を提出すること。

① 提出期限

平成26年10月31日（金） 17時00分まで

② 提出場所

【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

③ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

## 7. 事業提案に係るヒアリングの実施

基礎審査に合格した応募者を対象として、事業提案書類に対する技術ヒアリングを実施する。

技術ヒアリングは、事業者選定委員会主催とし、事業提案書類を評価するための補完を目的として実施する。

実施方法の詳細は、応募者に対し、後日通知する。

## 8. 落札者の決定方法に関する事項

### (1) 事業者選定委員会の設置

組合は、入札した応募者の中から落札者を選定するため、事業者選定委員会を設置している。事業者選定委員会は、外部の学識経験者等で構成し、専門の見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価するものとする。

事業者選定委員会の委員は、以下のメンバーである。

委 員	高岡 昌輝	京都大学大学院	教授
委 員	中野 加都子	神戸山手大学	教授
委 員	栗原 英隆	公益社団法人全国都市清掃会議	技術顧問
委 員	竹内 啓雄	城南衛生管理組合	専任副管理者
委 員	太田 博	城南衛生管理組合	施設部長

### (2) 選定手順

選定手順及び審査基準等については、落札者選定基準書に示す。

### (3) 開札

#### ① 開札日時

平成 27 年 1 月 15 日（木）（予定）

#### ② 開札場所

【城南衛生管理組合 施設部 折居清掃工場】

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話：(0774) 20-4797

③ 開札は、代表企業のみが立会いのうえ実施する。代理人が立ち会う場合は、委任状（第 3-3-4 号様式）を入札書類と併せて提出する。委任状の提出がない

場合は入札に立ち会うことができない。なお、代表企業又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関与しない組合職員を立ち会わせる。また、開札日当日に立会う者が変更となる場合は、委任状（第3-3-4号様式）を持参すること。

- ④ 組合は、入札書の開封時において、応募者が提出した入札書の入札金額が予定価格を超えていないか確認し、予定価格を超えた入札書は無効とする。
- ⑤ 開札の結果、落札となるべき評価点を獲得した応募者が2者以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。抽選の方法は、くじとする。この場合、当該応募者がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない組合職員にくじを引かせて落札候補者を決定する。

#### (4) 落札者の決定及び公表

前項の開札結果に基づき、事業者選定委員会の審査、講評を経て、組合は、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

組合は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

なお、提案内容の評価結果に対する問合せは受け付けない。

##### ① 公表日

速報 : 平成27年1月16日(金)(予定)

審査講評等 : 平成27年1月30日(金)(予定)

##### ② 公表場所

組合ホームページにて公表する。ホームページアドレスは次のとおりである。

<http://www.jyonaneikan.jp/>

トップ>折居清掃工場更新事業関連情報  
>折居清掃工場更新施設整備運営事業

## 9. 契約締結に関する事項

### (1) 基本協定の締結

組合は、落札者決定後速やかに、落札者と本事業開始のための基本的事項に係る協議を行い、基本協定を締結する。

### (2) 事業契約に関する協議及び事業契約の締結

(平成27年2月に仮契約締結後、組合議会議決後に本契約移行予定)

組合と民間事業者(運営事業者を除く。)は、事業契約の契約内容の協議を行い、本事業に係る基本契約を締結する。なお、契約に定める運営事業者の地位並びに権利及び義務は構成員が連帯して負担する。運営事業者設立後は、契約に定める運営事業者の地位並びに権利及び義務を承継させる。

また、組合と建設請負事業者は、基本契約に基づき、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、組合と運営事業者に出資する構成員は、基本契約に基づき、本事業に係る運営業務委託契約を締結する。なお、運営事業者設立後は、契約に定める構

成員の地位並びに権利及び義務を運営事業者に承継させる。

(3) 契約の不成立時の対応

組合は、落札者と事業契約が成立しないときは、組合と事業者選定委員会の判断により、総合評価点が次に高い者と交渉し、これを落札者とすることがある。

(4) 運営事業者（特別目的会社）の設立

落札者は、本事業の業務のうち本施設の運營業務を担当させるために、運営開始の6ヶ月前までに運営事業者を特別目的会社として設立すること。

その際、構成員以外の者からの運営事業者への出資は認めない。

また、運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。

- ① 運営事業者の本社住所地を組合の構成市町内とすること。
- ② 運営事業者の資本金は、設立時から事業期間を通じて、一定額以上維持すること。
- ③ 応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業は、運営事業者の資本金を、設立時から事業期間を通じて、議決権付普通株式の保有割合に応じた一定額以上維持すること。
- ⑤ 運営事業者への出資金は、運営開始までに全額払い込むこと。
- ⑥ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(5) 事業契約を締結するうえでの事業提案書類の取扱い

事業契約を締結するうえで、事業提案書類は、以下の取扱いとする。

- ① 契約の締結に当たり、落札者が提出した事業提案書類は契約図書の一部とする。
- ② 落札者が提出した事業提案書類に記載された内容は、落札者に履行義務があるものとする。ただし、組合の判断により履行義務としない場合がある。

(6) 契約保証金

建設工事請負契約の契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。

運營業務委託契約の契約保証金の額は、契約金額の総額を20で除した額の12分の1以上とする。

契約保証金の取扱いについては、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)に示す。

(7) 違約金等

落札者は、自らの都合によって組合と事業契約を締結しないときは、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を組合に直ちに支払わなければならない。

なお、組合に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、組合

に対して連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。

落札者が特定建設工事共同企業体を結成し、既に解散しているときであっても、組合は落札者の構成員に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者の構成員は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

#### (8) 低入札価格調査制度の適用

本事業は、組合の低入札価格調査制度の適用対象となる。

低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査等を実施のうえ、落札者を決定するものとする。

### 10. 暴力団に関する取扱い

民間事業者のいずれかの者が、次のいずれかに該当するときは、組合は契約を締結しない、又は契約を解除するとともに、落札者は、組合に違約金を支払う。

- ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 建設請負事業者又は運営事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、組合が建設請負事業者又は運営事業者に対して当該契約の解除を求め、建設請負事業者又は運営事業者がこれに従わなかったとき。

## 1 1. 談合に関する取扱い

本事業の事業者選定において、次のいずれかに該当するときは、組合は契約を締結しない、又は契約を解除するとともに、落札者は組合に違約金を支払う。事業契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- ① 公正取引委員会が、本事業に係る入札に関して、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 49 条第 1 項の排除措置命令がなされ、同条第 7 項又は第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- ② 公正取引委員会が、本事業に係る入札に関して、落札者が独占禁止法第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 50 条第 1 項の規定による課徴金納付を命じ、同条第 5 項又は第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- ③ 公正取引委員会が、本事業に係る入札に関して、落札者が独占禁止法第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 66 条第 3 項の規定により原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、同法第 77 条に規定する期間内に、この審決の取り消しの訴えが提起されなかったとき。
- ④ 公正取引委員会が、本事業に係る入札に関して、落札者が独占禁止法第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 66 条第 3 項の規定により原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、審決の取り消しの訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。
- ⑤ 本事業に係る入札に関して、落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- ⑥ 前 5 号のほか、本事業に係る入札に関して、独占禁止法その他の法律に基づき、民間事業者が談合等不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

また、落札者のいずれかの者が、本事業の期間中に本事業以外の事業において、上記に示した①から⑥のいずれかに該当するときは、落札者に対し、委託費の減額等のペナルティを課すものとする。

## 1 2. その他の留意事項

- (1) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 募集要項の承諾

応募者は、入札書類の提出をもって、募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したものであるとする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

なお、契約手続において使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

(4) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、組合が審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において、事前に応募者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

(5) 特許権等

応募者から提出される書類(入札書類を含む全て)において、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

(6) 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

(7) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(8) 入札の延期、中止など

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。その場合、応募者は損害賠償等の請求はできない。

(9) その他

募集要項に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。



## IV. 対価の支払いに関する事項

### 1. 設計・施工業務に対する対価

#### (1) 対価の支払い

組合は、本施設の設計・施工業務に対する対価を、出来高に応じ、会計年度ごとに建設請負事業者に支払うものとする。

この部分払いは出来高額の10分の9以内の額とする。

#### (2) 前金支払い

各会計年度ごとに、前金払いは出来高予定額の10分の4以内とする。

#### (3) 対価の見直し

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を行う。詳細は、建設工事請負契約書に示す。

### 2. 運營業務に対する対価

#### (1) 対価の支払い

組合は、本施設の運營業務に対する対価を、運営期間にわたって、毎月、運営事業者に支払う。ただし、運営準備期間中に建設請負事業者が実施する教育訓練を受講するために運営事業者に必要な費用は、建設請負事業者が運営事業者に支払う。

運営委託費は、次に示す固定費と変動費で構成される。

なお、固定費のうち補修費は、運営事業者から当該年度毎の前年の9月30日までに提出される運營業務実施計画書により、当該年度毎の修繕費について変更可能（年度間流用可能）とするが、運営期間を通じた修繕費総額は変更しない。なお、当該年度毎の修繕費の変更は、当初計画から変更額が過度とならないように配慮すること。変更額が過度の場合は、組合の判断により変更を認めない場合がある。

##### ① 固定費

民間事業者が提案した各年度の固定費（物価変動などによる増減額を加算した額）を12で除した金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月分で調整する。

固定費の構成は、以下を基本とする。

固定費	固定費 i	人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・人件費（常勤、非常勤）</li><li>・事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料等）</li><li>・負担金等（負担金、公課費及び税金等）</li><li>・保険等</li><li>・利益等</li></ul>
-----	-------	-----------------------------	---

固定費	固定費 ii	運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気基本料金、電気料金、水道基本料金</li> <li>・油脂類費</li> <li>・測定・分析費（排ガス、排水、灰等）</li> <li>・建築設備保守費、清掃、環境整備費等</li> </ul>
	固定費 iii	補修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・整備費、更新費、部品費等</li> </ul>

※上表の内訳は、最終的には、落札者との協議により決定する。

## ② 変動費

以下に示す方法で算定される金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合及び実搬入量により求めた金額と差額が生じる場合には、年度の最終月分で調整する。

### 【算定式】

$$\text{変動費} = \text{処理単価(円/t)} \times \text{処理量(t)}$$

※ 処理単価：処理対象物の処理につき、民間事業者が提案した処理単価

※ 処理量：ごみクレーンで計量された量

変動費の構成は、以下を基本とする。

変動費	変動的な運営費	ごみ処理量等によって変更が生じる用役費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道使用量、燃料費、薬品費（ボイラ、排ガス処理、灰処理、給排水処理、脱臭用の薬品類）、その他費用</li> </ul>
-----	---------	---------------------	---

※上表の内訳は、最終的には、落札者との協議により決定する。

## ③ 売電収入

施設の余剰電力に係る売電収入（再生可能エネルギー等電気量を含む。）は、組合に属するものとする。

運営事業者への売電に関するインセンティブの付与はない。

### (2) 対価の見直し

組合と運営事業者は、物価変動があった場合、運営委託費の改定に係る協議を行うことができる。物価変動を計る指標として、対象費用ごとに以下の指標を用いることを基本とする。詳細は運営業務委託契約書に示す。

対象費用		指標
固定費 i	人件費	毎月勤労統計調査「調査産業計（事業所規模 30人以上）／現金給与総額指数／京都府平均」（厚生労働省）
	その他	「消費税を除く国内企業物価指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

固定費 ii	電気・水道料金	電気基本料金、電気料金、水道基本料金
	油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	その他（測定分析費、建築設備保守費、清掃、環境整備費）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 iii	補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／機械修理」（日本銀行調査統計局）
変動費 単価	水道使用料	水道料金単価
	燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／燃料油」（日本銀行調査統計局）
	薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	その他	「消費税を除く国内企業物価指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

### 3. 要求水準の未達成等の場合の取扱い

運営事業者の責により、要求水準などを満たしていないことが判明した場合における対応に要する費用（原因の究明及び責任の分析に要する費用、受け入れできない処理対象物の処理費用、計画外の補修等を行う費用を含む。）は全て運営事業者が負担する。また、要求水準の未達成等の場合の対価の支払いについては、以下のとおりとする。

(1) 運営に関する要求水準の未達成の場合（参考資料⑤「要求水準の未達成の場合の措置」参照

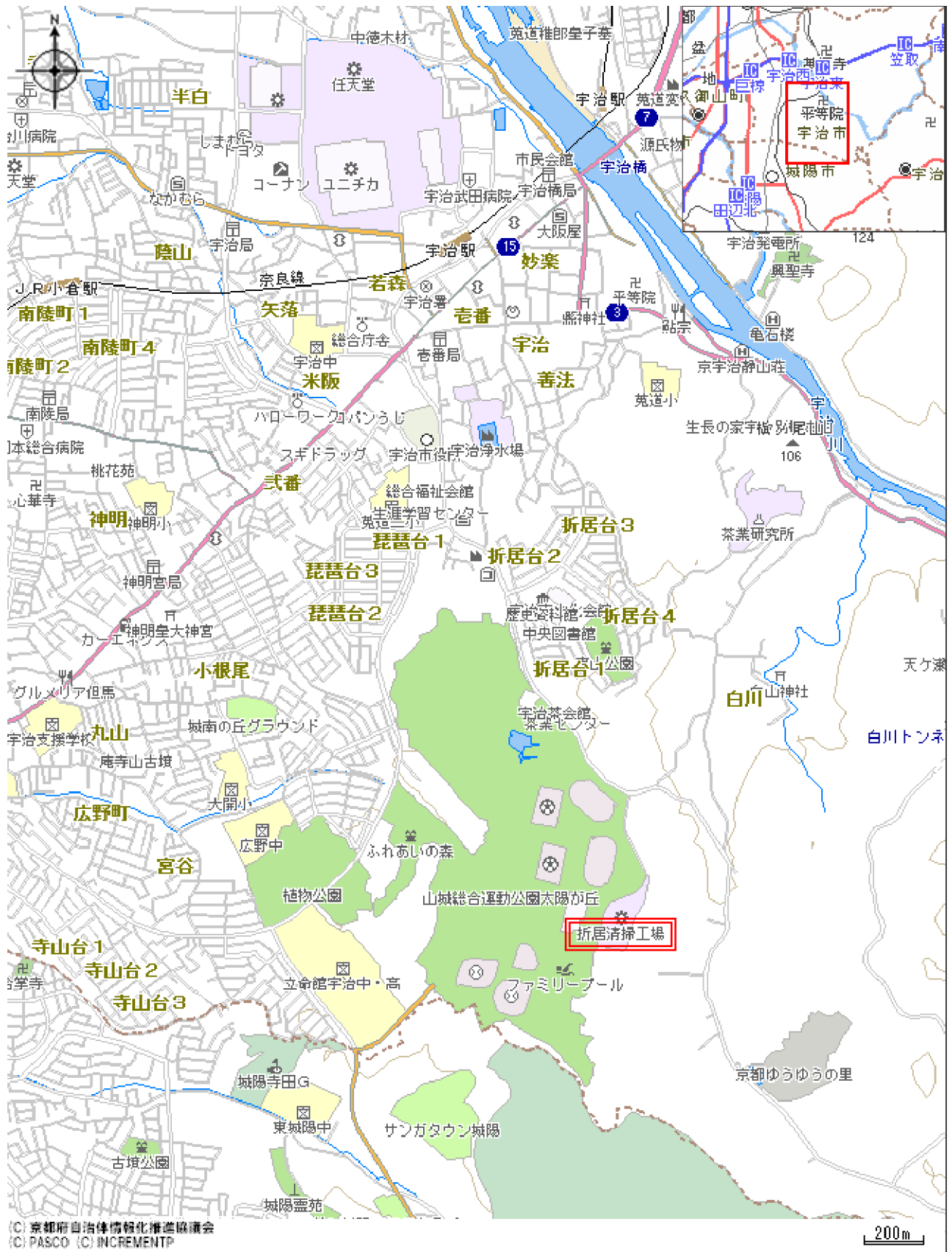
- ① 運営に関する要求水準の未達成（事業提案内容の未達成を含む。地域貢献にかかる提案の未達成の場合を除く。）が生じた場合、組合は運営事業者に対して猶予期間を与え、原因の調査、改善策の提出、実施を求めることができる。この場合の猶予期間は90日以内とする。ただし、90日間の猶予期間が経過した後であっても、合理的な理由がある場合には、組合は、運営事業者との協議を経て、猶予期間の延長を認める。
- ② 施設の停止基準（管理基準値）の超過等、施設の運転停止を伴う場合は、上記の猶予期間を与えない。
- ③ 組合は、90日以内の猶予期間が経過した時点で、改善が行われない場合は、改善が実施されるまで、運営事業者に支払う委託費（固定費i）を控除して支払う。
- ④ 委託費控除の程度は、一件の改善要求に対して固定費iの10%とし、改善要求

による改善が完了したと組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で固定費  $i$  から減額する。なお、複数の改善要求による固定費  $i$  の控除の限度は 30%とする。

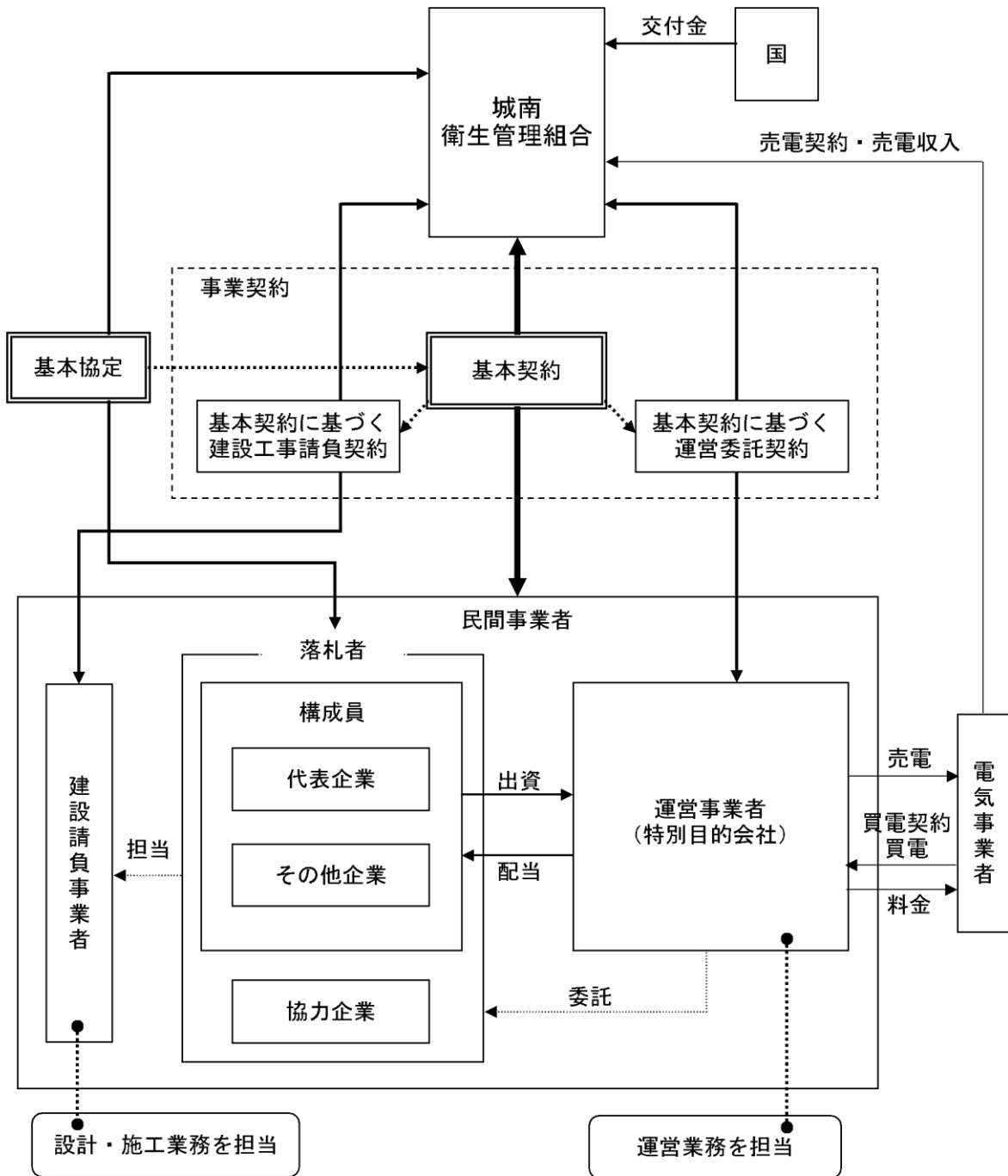
(2) 地域貢献に係る提案の未達成の場合

- ① 応募者が事業提案書類において提案した地域貢献に関する提案を、建設請負事業者又は運営事業者が遵守できない場合は、組合は、建設請負事業者又は運営事業者との協議を行う。
- ② 協議の結果、建設請負事業者又は運営事業者において提案を遵守できない合理的な理由が認められない場合、組合は、入札提案時に応募者が提案した地域貢献に係る金額と実際の金額との差額の 50%に相当する額を委託費から減額する。

参考資料① 位置図

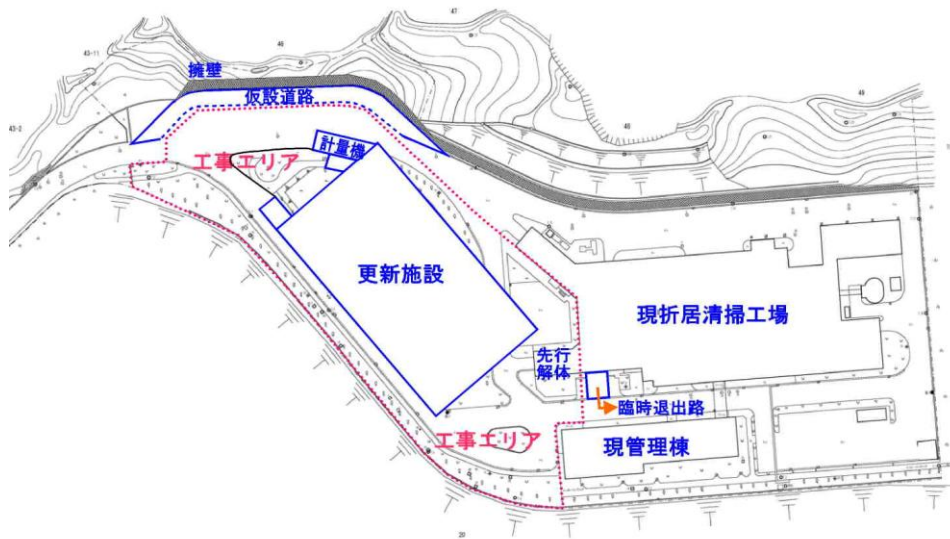


参考資料② 事業スキーム図

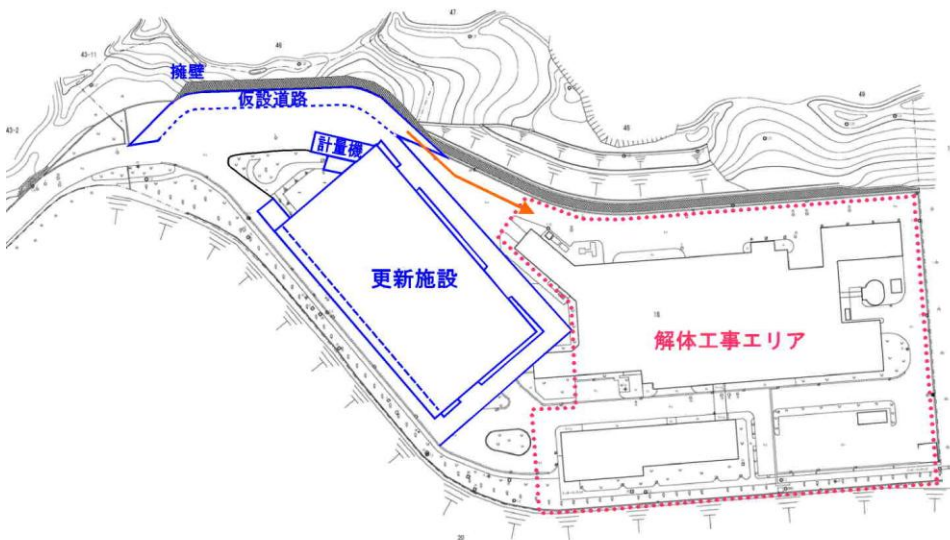


参考資料③ 全体配置図

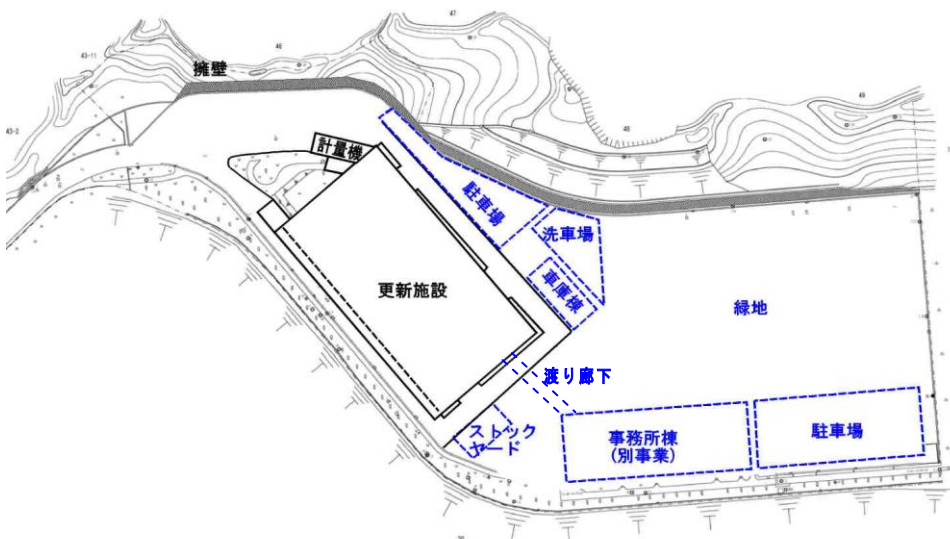
本施設施工時の仮設計画(想定)



現施設解体時工事エリア(想定)



完成時(想定)



参考資料④ リスク分担

リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等		
		組合	民間			
共通	制度・法令リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	税制リスク	事業者の利益に課される税		○		
		上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	物価変動リスク	一定の範囲内		○	一定の範囲は事業者の負担。	
		一定の範囲外	○		大幅な変動があった場合は組合の負担。	
	政治リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	不可抗力リスク	一定の範囲内		○	一定の範囲は事業者の負担。	
		一定の範囲外	○		基本的には組合の負担。	
	住民反対リスク		○	○	起因するものの負担。 ・組合の負担：下記以外（基本的には組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの	
第三者賠償		○	○	起因するものの負担。 ・組合の負担：下記以外（基本的には組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの		
計画・設計・建設段階	各種調査不備リスク	組合が実施した測量・地質調査等	○		実施者の負担。	
		必要に応じ事業者が実施した追加調査		○	実施者の負担。	
	設計・設計変更リスク	提示条件不備 要求変更	○		組合の役割。	
		建設着工遅延リスク	その他施設設計全般		○	事業者の役割。
	許認可取得リスク		○	○	起因するものの負担。 ・組合の負担：組合が取得すべきものは組合が負担。 ・事業者の負担：基本的には事業者の役割。	
	完工リスク 建設費超過 リスク	提示条件不備、要求変更	○		組合の役割。	
その他施設建設全般			○	事業者の役割。		



リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等	
		組合	民間		
運 営 段 階	ごみ量変動リスク		○		組合の役割。(実処理量に応じて負担)
	ごみ質変動リスク	高質・低質の範囲内		○	事業者の役割。
		高質・低質の範囲外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	許認可取得リスク		○	○	起因するものの負担。 ・組合の負担：組合が取得すべきものは組合が負担。 ・事業者の負担：基本的には事業者の役割。
	性能リスク	提示条件不備、要求変更	○		組合の役割。
	維持管理費超過リスク	その他施設運営全般		○	事業者の役割。
	施設・設備損傷リスク	事故や火災発生等		○	事業者の役割。
		第三者による施設破損	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	技術革新		○	○	双方の申し出、協議による
	搬入禁止物混入リスク	注意義務違反		○	事業者の役割。
上記以外		○		組合の役割。	
発電収入変動リスク	運転に起因するもの		○	事業者の役割。	
	上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
終了段階	施設の性能確保リスク	要求変更	○		組合の役割。
	維持管理費超過リスク	その他全般		○	性能確保ができない場合は事業者が修復。

参考資料⑤ 要求水準の未達成の場合の措置

